

第37回日本眼科学会専門医認定試験 第4回日本専門医機構眼科専門医認定試験

(1) 第 37 回日本眼科学会専門医認定試験および
第 4 回日本専門医機構眼科専門医認定試験実施要項

(2) 作成見本・注意事項

※作成見本・注意事項を参考に、全ての出願書類を作成してください。

第 37 回日本眼科学会専門医認定試験および 第 4 回日本専門医機構眼科専門医認定試験実施要項

第 37 回日本眼科学会専門医認定試験および第 4 回日本専門医機構眼科専門医認定試験を下記の通り行いますので、受験希望者は以下の要項、作成見本、注意事項を参考に、必要書類を揃えて出願してください。

1. 試験日：令和 7 年 6 月 13 日(金)、14 日(土) 2 日間

両日程とも午前 9 時集合予定（詳細は受験票をご参照ください）

2. 試験場：TKP 新橋カンファレンスセンター

東京都千代田区内幸町 1-3-1 幸ビルディング

TEL 03-5510-1351

3. 試験方法：第 1 日目 筆記試験

（多肢選択方式 一般問題 100 問、臨床実地問題 50 問）

第 2 日目 面接試験

（一人約 15 分間）

4. 試験内容：『日本眼科学会専門医認定試験出題基準』に準拠

5. 受験資格：（1）平成 15 年以前医師国家試験合格者(日本専門医機構専攻医非登録者、以下非専攻医)：
認定研修施設（一般研修施設）において 5 年以上専門医制度規則施行細則第 7 条で定める研修内容による眼科臨床研修を行い、また、4 年以上日本眼科学会会員であり、かつ受験時に日本眼科医会会員であること。

（2）平成 16 年医師国家試験合格、かつ平成 29 年以前眼科臨床研修開始者(非専攻医)：
厚生労働省の定める 2 年の医師臨床研修修了後、一般研修施設において 4 年以上専門医制度規則施行細則第 7 条で定める研修内容による眼科臨床研修を行い、また、4 年以上日本眼科学会会員であり、かつ受験時に日本眼科医会会員であること。

（3）平成 17 年～平成 27 年医師国家試験合格、かつ平成 29 年以前眼科臨床研修開始者(非専攻医)：
厚生労働省の定める 2 年の医師臨床研修修了後、眼科研修プログラム施行施設（基幹研修施設）において当初 2 年の間に行う 1 年以上の眼科臨床研修を含め、4 年以上専門医制度規則施行細則第 7 条で定める研修内容により一般研修施設において眼科臨床研修を行い、また、4 年以上日本眼科学会会員であり、かつ受験時に日本眼科医会会員であること。

（4）平成 16 年以降医師国家試験合格、かつ平成 30 年以降眼科専門研修開始者(日本専門医機構専攻医登録者、以下専攻医)：
厚生労働省の定める 2 年の医師臨床研修修了後、専門研修基幹施設（専攻医登録が必要）において当初 2 年の間に行う 1 年以上の眼科専門研修を含め、4 年以上専門医制度規則施行細則第 7 条で定める研修内容により専門研修連携施設や関連施設において眼科専門研修を行い、また、4 年以上日本眼科学会会員であり、かつ受験時に日本眼科医会会員であること。

専門医制度規則施行細則第 7 条：

- (1) 一般初期救急医療に関する技能の習得
 - (2) 眼科臨床に必要な基礎的知識の習得
 - (3) 眼科診断、ことに検査に関する技能の習得
 - (4) 眼科治療に関する技能の習得
関与する眼科手術 100 例以上（外眼手術、内眼手術、およびレーザー手術が、それぞれ執刀者として 20 例以上を含む。）
 - (5) 症例検討会、眼病理検討会および抄読会等の出席
 - (6) 眼科に関する論文を単独または筆頭著者として 1 篇以上および学会（集談会等を含む。）報告を演者として 2 報以上発表
2. 研修カリキュラムの細部は、別表第一に定める。
3. 専攻医の研修カリキュラムの細部は、専門研修プログラム整備基準に定める。

6. 出願期間：令和 7 年 2 月 3 日（月）から 3 月 5 日（水）まで
3 月 5 日消印有効、それ以後のものは受け付けません。

7. 出願書類提出先：日本眼科学会専門医制度委員会事務局
〒101-8346 東京都千代田区神田猿樂町2-4-11-402

8. 受験料：50,000 円（税込）（消費税内訳 税率 10%対象 税込 50,000 円 消費税 4,545 円）
今年度から、出願書類受領後 2 週間以内に日本眼科学会に登録されている送付先へ請求書を郵送します。
支払い方法は、ゆうちょ銀行への振り込み・コンビニ払いが選択可能です。
請求書到着後は速やかにお支払いください。4 月に開催する受験資格審査までに受験料の払い込みが確認できない場合は受験できませんので、ご注意ください。

9. 出願者向けの Web ページ：

日本眼科学会 Web サイト トップページ → 専門医制度 → 眼科専門医を目指す方へ→
令和 7 年度専門医認定試験
出願書類作成用フォーマットファイルおよび今後の試験関係のご案内等は、このページ内にまとめて掲載いたします。掲載している出願書類作成用ファイルにはパスワードをかけております。

10. 出願書類：今年度から、出願書類は Excel ファイルまたは PDF ファイルで作成していただくことになりました。
出願者向けの Web ページにフォーマットファイルを掲載していますので、ファイルをダウンロードして作成してください。
入力されたファイルをプリントアウトし、署名・捺印・写真を貼付のうえ、出願時チェック表を参照し、順番に揃えて提出してください。
令和 4 年以降の専門医認定試験不合格者・欠席者においては、出願書類【下記の(3)研修修了証明書(その 1・その 2)、(4)研修報告書(その 1・その 2)、(11)病歴抄録、その他返送書類】に確認印を押印し返送しております。受験回数に有効期限を設けたことにより、再受験される際には、確認印が押印された上記の書類は書き替えも追記もしない状態のまま（日付の修正もしない）、提出してください。
なお、書き替えや追記して提出された場合は、前回の受験時に遡った内容に修正し再提出していただきます。

- (1) 出願時チェック表
- (2) 専門医認定試験願書
- (3) 研修修了証明書〔平成 16 年以前医師国家試験合格者は（その 2）のみを提出、平成 17 年以降医師国家試験合格者は（その 1・その 2）を提出〕
- (4) 研修報告書（その 1・その 2）
- (5) 日本眼科学会会員および日本眼科医会会員在籍証明申請書
- (6) 大学院在籍期間を研修期間に含める証明書（必要な方のみ）
- (7) 医師免許証のコピー
- (8) 臨床研修修了証または臨床研修修了登録証のコピー
（平成 15 年以前医師国家試験合格者を除く）
- (9) 演者として学会報告 2 報以上のプログラムおよび抄録のコピー各 1 部
- (10) 単独または筆頭著者としての論文 1 篇以上の別刷 1 部
（筆頭著者が複数いる場合は、出願者以外の筆頭著者の署名入りの同意書）
- (11) 病歴抄録（術者 2 例、非手術的治療 1 例、治療的眼鏡・CL 処方 1 例 計 4 例）
- (12) 専門医認定試験受験票
- (13) 封筒 3 種（受験票送付用、試験結果通知書送付用、専門医登録申請書送付用）
- (14) 受験願書受領証（はがき）

【作成書類以外で準備が必要なもの】

- 写真 正面・上半身（脱帽時）縦 4.5cm×横 3.5cm 同一のもの 4 枚
（6 か月以内に撮影したもの）
- 医師免許証のコピー
- 臨床研修修了証または医師臨床研修修了登録証のコピー
（平成 15 年以前医師国家試験合格者を除く）
- 演者として学会報告 2 報以上のプログラムおよび抄録(抄録がない場合は省略可)のコピー
（学会名・開催日・演題名が明記されていること）
- 単独または筆頭著者としての論文 1 篇以上の別刷 1 部
（筆頭著者が複数いる場合は、出願者以外の筆頭著者の署名入りの同意書を提出）
- 切手(過不足なく貼付できるようご注意ください)
受験票送付用：590 円、試験結果通知書送付用：890 円、
専門医登録申請書送付用：180 円、受領証（はがき）用：85 円

11. 出願書類の提出後から受験までの手続き:

- (1) 期日までに出願書類を日本眼科学会へ郵送してください。
- (2) 出願書類受領後、受領証（はがき）を出願者へ返送します。
- (3) 出願書類受領後 2 週間以内に、受験料の請求書を日本眼科学会に登録されている送付先へお送りいたしますので、到着後は速やかにお支払ください。4 月に開催する受験資格審査までに受験料の払い込みが確認できない場合は受験できませんので、ご注意ください。
- (4) 日本眼科学会会員マイページにメールアドレス・医籍登録番号を登録されていない場合は 3 月 30 日(日)までに必ず登録してください。
- (5) 4 月に開催する資格認定委員会で受験資格審査を行います。委員会で受験資格が認められた受験者には 5 月上旬に受験票を発送いたしますが、受験資格が認められない受験者には個別にご連絡いたします。
- (6) **試験結果通知**：平成 29 年以前眼科研修開始者（非専攻医）は 6 月下旬（予定）に日本眼科学会から通知します。

平成 30 年以降眼科研修開始者（専攻医）は試験（一次審査）結果を 6 月下旬（予定）に日本眼科学会から通知後、日本専門医機構で二次審査を行い、結果は日本専門医機構から通知されます。

なお、平成 29 年以前眼科研修開始の合格者および平成 30 年以降眼科研修開始の一次審査合格者名を日本眼科学会雑誌・日本の眼科に掲載します。

- (7) 3 種類の封筒（受験票送付用、試験結果通知書送付用、専門医登録申請書送付用）は、各々下記の時期に日本眼科学会に登録されている送付先へお送りいたします。
発送時期が決定しましたらメールでご連絡いたしますので、送付先に変更がある場合は、メールでご案内する期日までに日本眼科学会会員マイページで変更手続きを行ってください。
- ①受験票送付用：5 月上旬（予定）
 - ②試験結果通知書送付用：6 月下旬（予定）
 - ③専門医登録申請書送付用：7 月下旬～8 月下旬（予定）

12. 専攻医について：

一次審査：日本専門医機構の専門医制度整備指針で定められている専門医申請資格審査、申請資格書類審査、専門医認定試験を日本眼科学会が行います。

二次審査：一次審査の結果をもとに日本専門医機構が最終審査を行います。

なお、以下①～③の情報を日本専門医機構に報告いたします。

- ①専門医登録番号・医籍登録番号・氏名・性別・生年月日・メールアドレス・勤務先と勤務先住所・送付先区分・送付先住所
- ②出願書類の研修修了証明書（その 2）に記載のある眼科専門研修プログラムの各到達目標（専門知識・専門技能・医師としての倫理性および社会性など・学問的姿勢・地域医療などの経験）の到達判定
- ③筆記試験等の合否・総合判定の合否

二次審査の結果は日本専門医機構から各受験者に通知します（7 月～9 月）。

※審査手順について、今後変更となる可能性があります。

専門医認定試験の受験の有効期限について：

平成 30 年 4 月以降に研修を開始した専攻医の受験の有効期限：

- (1) 研修修了日から「5 年以内に 5 回まで受験可能」となります。
- (2) 出願後に、毎年 4 月に開催する資格認定委員会で受験資格が認定されることにより研修修了日が確定します。受験資格が認定されてから、日本専門医機構専攻医マイページで 4 年間の研修実績を入力したうえで研修修了申請を行ってください。なお、資格認定委員会による研修修了の認定以前に日本専門医機構専攻医マイページで研修修了申請を進めないようにしてください。

平成 30 年 3 月以前に旧制度で研修を開始した研修医（非専攻医）の受験の有効期限：

- (1) 過去に受験されたことがある方（欠席者を含む）は研修修了と見做され、「令和 5 年から 5 年以内に 5 回まで受験可能」となります。
- (2) 過去に受験されたことがない方は、出願後に、毎年 4 月に開催する資格認定委員会で受験資格が認定されることにより研修修了と見做され、初回受験年度（欠席を含む）から受験の有効期限「5 年以内に 5 回まで受験可能」が適用されます。